

ヴァルラン・ル・コントあるいは新しい演劇のために

— 17世紀フランス演劇史序説 —

(その4)

戸 口 民 也

第5章 1598年～1600年 パリ——定着をめざして

2 イギリス劇団の出現とその波紋——オテル・ド・ブルゴーニュ座の使用条件をめぐって

タルミーの一座と提携契約を結んだものの、ヴァルランにはまだ解決せねばならぬ問題が残っていた。前回「その3」で見たように、オテル・ド・ブルゴーニュ座の使用をめぐる受難劇協会との交渉が難航し、裁判で決着をつけるしかないところまでいっていたからである。さてその裁判だが、提携契約成立の翌日すなわち1598年3月17日に、シャトレ裁判所の判決が下される。それによれば、

……ヴァルラン・ル・コントに対し前記オテル・ド・ブルゴーニュ座以外の場所で演ずることを禁ずる。ただし、オテル・ド・ブルゴーニュ座を他の劇団が使うためにオテル・ド・ブルゴーニュ座以外の場所で演ずる場合にはヴァルラン・ル・コントならびに彼の劇団は前記受難劇協会に対し1日につき1エキュを支払うものとする⁽¹⁾。

判決内容から察するに、ヴァルランとタルミーは受難劇協会の束縛を嫌い、オテル・ド・ブルゴーニュ座以外の場所で上演できるようシャトレ裁判所に訴えていたのだろう。しかし、結果はヴァルランたちの敗北だった。パリおよびその近郊での劇上演独占権という受難劇協会のもつ特権は揺るがなかったのである。ヴァルランがかろうじて得たものと言えば、オテル・ド・ブルゴーニュ座がふさがっている場合には他の場所での上演が認められるということだけだった。しかし、それにしたところで「1日につき1エキュ⁽²⁾」を受難劇協会に支払うという条件

つきであったから、成果と呼べるようなものでは到底なかった。役者たちの失望ぶりが目に浮かぶようである。

それはさておき、オテル・ド・ブルゴーニュ座がふさがっている場合という文句がいささか気になるところである。実はちょうどこの頃、ヴァルランたちにとつてはまさに運悪く、Jean Thays (Jehan Sehais=John Thayer ?) 率いるイギリス人劇団がパリにやって来て、受難劇協会と交渉をはじめていた⁽³⁾。ヴァルランとタルミーは競合を避けて手を握ったのだが、また別の競争相手があらわれたわけである。

問題のイギリス劇団はこの年（1598年）の初めにルーアン Rouen に立ち寄っている。ところがルーアンの高等法院は彼らが「わけのわからぬ言葉を使うという理由で上演を禁止した⁽⁴⁾」。イギリス人俳優たちが他の町ではどのような扱いを受けたかは不明だが、とにかくこうした苦い目にもあいながらパリまでやって来たのだった。

ヴァルラン、タルミー、そしてこのイギリス人一座という具合に劇団が次々とパリを訪れたおかげで、受難劇協会の立場は非常に有利になったはずである。協会は役者たちの競合を利用してそこから最大限の利益を引き出そうとしたに違いない。ヴァルランと協会との交渉が難航し裁判までいった理由のひとつはおそらくイギリス劇団の出現にあったのだろう。いずれにせよ、受難劇協会はヴァルランに対して最後まで自分たちの要求を押しとおし、裁判にも勝ったわけである。シャトレの判決にもあったように、オテル・ド・ブルゴーニュ座がふさがっている時は1日につき1エキュを支払うという条件で他の場所での上演が認められているが、これは協会にとっては必ずしも都合の悪いことではなかった。例えば、オテル・ド・ブルゴーニュ座はイギリス劇団に使わせ、ヴァルランたちには他の場所での上演を認めてやるかわりに金を払わせるというわけだ。

ところで受難劇協会にとって、ヴァルランとイギリス人俳優とどちらが楽な交渉相手だろうか？ Jean Thays たちは外国人という弱みがあるから、協会としても要求を押しつけやすいだろう。だから、タルミーと手を組んで抵抗するヴァルランよりは、イギリス人に劇場を使わせた方が協会に有利な条件で契約できるはずだ。おそらくそうした理由から、受難劇協会はヴァルランに対しては強硬な姿勢を崩さず、その結果3月17日の判決へと行き着いたのだろう。そして3月25

日には、協会はイギリス劇団と契約を結ぶことになる⁽⁵⁾。この契約にはいくつか興味深い点があるだけでなく、もしもヴァルランがこの時期に受難劇協会の要求を受け入れてオテル・ド・ブルゴーニュ座を使っていたならおそらく同じような契約条件になっただろうから、参考の意味で少し詳しく紹介しておきたい。

契約文書で合意されている主な事項をとりあえず列挙すると次のようになる。

1. 受難劇協会は Jean Thays (Jehan Sehais=John Thayer ?) にオテル・ド・ブルゴーニュ座を「来る6月の1日または2日もしくは3日より、10月1日の聖レミの祝日までのうち双方が適当とみなす時まで」貸すものとする。
2. Jean Thays とその座員たちはその間オテル・ド・ブルゴーニュ座で「彼らが適当とみなしかつ協会も認めた、いかなる人をも中傷、誹謗、侮辱することなき眞面目な物語を上演する」こと。
3. 上演は「昼食後、祈禱を唱えてから、当該劇場でこれまで通常演じられてきた時間でかつ高等法院判事諸卿の決定に従った時刻に」行われること。
4. 上演のために「Thays は人手、衣裳、タピスリーその他上記の劇に必要なものを提供し、上記物語を万事しかるべき上演する」こと。
5. 入場収益の扱いについては、「上記 Thais (sic) とその座員たちは1日目に上演する劇を見に来た人々から得たものすべてを彼ら自身の取り分として受け、また協会は2日目の収益を取るものとし、以下同様に続けてゆくものとする。ただし、協会はこれまで協会用として確保してきた5つの棧敷席 loges の収益についてはこれを自らの取り分として受け、Thais およびその座員たちは上記の5つの棧敷席に入場する人々が支払うものは一切手にすることも要求することもできぬものとする。」
6. 「Thays およびその座員たちが自分たちのための日に演じたあと上演を休み、協会のための日に演じなかった場合には、Thais は20エキュを協会に支払うものとする。ただし、Thais とその座員たちが国王、王族等に招かれて他の場所で演じた場合は別とするが、その際にも次の日には上記20エキュの過料にて上演するものとする。」
7. 「Thais とその座員たちは、協会のために演ずる日も自分たち自身のために演ずる日と同様に、観客が満足するように演すべきものとする。」

8. 「協会は Thais らに、協会のための上演日ごとに必要諸経費として 3 エキュ支払うものとする。」

以上 1 から 8 まで列挙してみたが、問題となる点を取り上げてみよう。まず 1 についてである。契約によれば、受難劇協会は「来る 6 月の 1 日または 2 日もしくは 3 日より」イギリス劇団にオテル・ド・ブルゴーニュ座を貸すとなっている。ということは、イギリス人たちが実際に劇場を使うのは契約から 2 カ月あまり後のことになるわけである。契約文書の中には座長の Jean Thays は「現在当パリ市モーコンセイユ通り⁽⁶⁾の『聖ヨハネの首』亭に宿泊し」とあるから、この契約は代理人を通じてではなく、彼自身が実際にパリに来て行ったことは間違いない。そして仲間の役者たちもおそらく座長と一緒にパリに来ていたと思われる。とすれば、この契約が成立した 3 月 25 日から 5 月末までの間、イギリス人役者たちは一体どこで芝居をしたのだろうか？ またその間、オテル・ド・ブルゴーニュ座はどうなっていたのだろうか？

デイエルコーフ＝オルスボエル女史はこの点について次のように述べている。「イギリス劇団はヴァルランとタルミーがパリにいることを知っていたので、当面は地方を回る方がよいとおそらくは判断し、首都に帰って来る日取も多分厳密には決めていなかったのだろう。⁽⁷⁾」またタルミーの一一座はシャトレの判決に危機感を抱き、「3 月 16 日の提携契約もヴァルランの存在も無視して早々にパリを去る。⁽⁸⁾」そしてヴァルランはといえば、「受難劇協会がイギリス劇団と契約を結び、彼らがオテル・ド・ブルゴーニュ座を使うことになると知って、結局他に劇場を見つけて上演を行った⁽⁹⁾」ということである。

だがはたしてそのとおりだろうか？ 私は何もデイエルコーフ＝オルスボエル女史の結論が完全に間違っていると言っているわけではない。数少ない資料を手掛りに推定した「ひとつの」結論としては相当の説得力をもっているし、ほとんどの点では女史の推定に間違いはないと考えている。しかし、先ほど提示した 3 月末から 5 月末までの間オテル・ド・ブルゴーニュ座がどうなっていたかという疑問については——デイエルコーフ＝オルスボエル女史は結局は誰も使うものなく「閉まったままであった⁽¹⁰⁾」としているが——同じ資料をもとに全く逆の「もうひとつの」結論を引き出すことも可能である。それはこうだ。

ヴァルランとタルミーは 3 月 17 日の判決に失望した。そしてタルミーは間もなくパリを去る⁽¹¹⁾。タルミーの劇団はその後再びパリを訪れる事はなく、またヴァルランと手を組んで演じた形跡も全くない。こうして両者の提携はあっけなく破綻してしまったわけである。イギリス劇団はといえば、おそらくはデイエルコーフ＝オルスボエル女史の言うように、一時パリを離れて地方巡業に向かったのだろう。しかし、後で再び述べることにするが、パリのどこか別の場所に適当なところを見つけて芝居をしていた可能性も全くないとは言えない。ただし、その場合には「1 日につき 1 エキュ」を受難劇協会に支払うという条件がついていたはずである。

さて肝心のヴァルラン・ル・コントだが、彼がパリにとどまったと考える点では私もデイエルコーフ＝オルスボエル女史と同じである。ただし、ヴァルランは別に適当な場所を見つけたのではなく、不満を抱きながらも受難劇協会と妥協し、オテル・ド・ブルゴーニュ座を使うことに決めたと想像してみたらどうだろうか？ そう考えた方が、タルミーとの提携が破綻した理由も、また後にふれるイギリス劇団の契約違反問題も、さらにはこれ以後のヴァルランの行動も、もっとよく説明がつくように私には思えるのだ。

稿を進める過程でいずれ明らかになるはずだが、ヴァルランは一度の敗北でひるむような人間ではない。それに彼は——何度か例外はあるが——この後ほとんど一貫してオテル・ド・ブルゴーニュ座をパリでの拠点としている。確かに彼は 3 月 17 日の判決には失望した。しかし、判決や協会に対する不満よりもパリで成功し首都定着をはたしたいという野心の方がはるかに強かった。そこで彼は意を決して協会の要求を受け入れ、5 月末までオテル・ド・ブルゴーニュ座を使う契約をかわす。その際の条件はイギリス劇団の場合と同様であった。ところがタルミーとその仲間たちはこれに納得せず、首都にもヴァルランにも見切りをつけ、提携契約を反故にしてパリを去る。一方、受難劇協会はイギリス劇団に 6 月初めからオテル・ド・ブルゴーニュ座を貸すことにして、3 月 25 日には契約を結ぶ。そしてヴァルランには 6 月以降はどこか他に適当な場所を見つけて上演する許可を与える。もちろん「1 日につき 1 エキュ」を払うという条件つきだ。協会としてはまさにしてやったりというところである……。

以上が私の推測である。これを裏付ける確たる証拠は残念ながらない。ヴァル

ランと受難劇協会とのあいだにかわされた契約文書なり他の有力な状況証拠なり、決め手となるような未発掘資料の発見でもなされない限り、断定はできないわけである。ただ、文書や資料がこれまで発見されていないことが、文書や資料そのものが実在しなかったということ——そして私が想像するようなことは事実として存在しなかったということ——をそのまま意味しているのかどうか。疑問は依然として残されたままである。

協会とイギリス劇団との契約条件に話を戻そう。今度は 2 についてである。「いかなる人をも中傷、誹謗、侮辱することなき真面目な」劇という文言がわざわざ入っているということは、単なる慣例上の問題と理解すべきなのだろうか？こうした禁止事項があったりすると、むしろ逆に、当時は人をあげつらうような芝居や不真面目な劇がかなりあったのではないかと想像してみたくなる。私が裏を読みすぎるのだろうか？¹²

3 の上演時刻については、当時は午後 2 時というのが通常の——というよりはむしろ『望ましい』とされる——開演時刻であったらしい。例えばこれより 2 年半後の 1600 年 10 月 30 日に協会がある劇団とかわした協定文書には「午後の 2 時きっかりに」という文言が明記されている¹³。

4 から 8 まではそれぞれ関連しあう事項で、いずれも受難劇協会と劇団との主として金銭面に関する取り決めを扱っている。例えば 4 と 8 では上演に必要なスタッフや衣裳などはすべて劇団側の負担とし、そのかわりに協会は劇団に必要経費を支払う（ただし、協会が収益を取る日についてのみ）ということが確認されている。また上演収益については 5 の前半部分にあるように、第 1 日目の入場料は俳優側が、第 2 日目の収入は協会側が取り、以下同様に双方が上演ごとに交互に収益を取ってゆくものとされている。つまり劇団と協会はこうした形で収益を折半するわけだが、このことは受難劇協会の方針が変更されたことをも意味している¹⁴。それまで協会は独占権を盾に俳優たちが『協会のために』演ずるよう強要してきた。入場料は協会員が入口で徴収し、そのうちから俳優に報酬を払うというわけである。また上演する作品の選択、決定についても一切の権限を協会が握ろうしてきた。つまり役者は協会の下働きでしかなく、利益のほとんどは協会のものとなるという寸法であった。受難劇協会はパリに劇団が訪れるたびにこの『方式』を押しつけようとした。しかし、俳優たちはこれに反撥し、協会の特

権を無視しようとした。そしてそのたびに協会が訴訟をおこすという次第である。だが、こうした手間をかけても協会の意志は思うようには実行されず、従って訴訟についてやした労力や費用のわりには期待したほどの効果が得られなかったようである。特に俳優が裁判にいや気がさして判決を無視したり『罰金』を踏み倒したままパリを去ったりすると、協会はまさに何ひとつ得られぬ結果におちいった。おそらくはこうした苦い経験をふまえたのだろう、しかもまた今度もヴァルランとタルミーの手強い反撃を受けたせいか、協会は特権をこれまでのような形で押しつけた場合に予想される不利益よりは、より柔軟な態度をとり、もっと確実で現実的な利益を期待する方式を選んだのである。無論ここで言う『柔軟な態度』とは協会側から見てのこと、役者たちにしてみれば喜んで受け入れられるものではおよそなかっただろうが……。

なお 5 の後半部にあるとおり、協会はオテル・ド・ブルゴーニュ座の棧敷席のうちの 5 つを協会員専用として確保し、その収益については俳優側は一切権利をもたないとされている。この習慣は以後も続けられることになるが、これは受難劇協会のもつ特権——パリおよびその近郊での劇上演独占権——の一部というよりは、オテル・ド・ブルゴーニュ座の所有者としての権利の主張と見るべきだろう。

いずれにせよ受難劇協会は、依然として特権を保持してはいるものの、実質的には『劇場主』の立場にかなり近づいてきた。やがて遠からず、協会は劇団側にさらに譲歩して、オテル・ド・ブルゴーニュ座の使用条件も収益の折半（劇団と協会とが上演ごとに交互に入場料収入をとる）という方式から、一定額の劇場使用料をとるという形に変わってゆくことになる。それについては後でまた述べることにしよう。ただ 6 および 7 の条件を見ると、受難劇協会もだいぶ弱腰になってきたという印象を受けはする。6 の前半部と 7 を素朴に読めば、俳優たちが協会のための上演日には手を抜いたり、ひどい場合には舞台をすっぽかしたりするのではないかと協会側は本気で心配しているかのごとくである。いや、実際にそう心配していたとしても不思議はない。なにしろ契約条件自体からして役者の手抜きを誘発して当然という代物だからである。考えてもみよう。いくらしっかり舞台をつとめ客に喜んでもらったところで、今日の芝居のあがりは一銭も自分のふところに入らず、そっくりそのまま協会員がとってしまうと最初からわかって

いたら、芝居に熱がこもるだろうか？ 確かに観客の熱狂と喝采は役者の生きがいであろう。しかし、喝采だけで身入りはなしというのでは、素人俳優ならいざ知らず、職業俳優は生きてゆけない。とすれば、はじめから『ただ働き』とわかっている仕事に——それもいやいや押しつけられた条件であればなおのこと——身が入るわけがあるまい。またそれを承知していればこそ、受難劇協会も歯止めをかけようとして6と7の条件をつけたのだろう。

なお6の後半部には「国王、王族等に招かれて他の場所で演じた場合…」とあるが、契約にこうした文言が記されているということは、そうした機会が十分ありうることを物語っている。もっともしばらく前にはルーアンで「わけのわからぬ言葉を使う」として上演禁止の憂目にあったこのイギリス人俳優たちを呼んでくれるほど醉狂な王侯貴族がいたかどうかは私の知る限りではない。しかし、例えばイタリアのコメディア・デラルテのように、台詞がわからなくとも楽しめるような芝居をこの劇団が得意としていれば話は別であろう。またそうでなければ、わざわざフランスまで来てどうやって客を集めたのか理解できないわけである。ただルーアンでのエピソードが示すように、彼らが言葉の上で不利を背負っていたことは間違いないさうである。

以上、イギリス劇団が受難劇協会とかわした契約をめぐって考えてきたが、この契約そのものは実際には守られなかった。Jean Thays らが3月末から5月末までどこでどのように過ごしていたかはさだかではない。先に述べたように、ヴァルランたちの存在を知つてしばらく地方巡りの旅をしていたかもしれないし、あるいはひょっとしてパリにとどまり、どこか適当な場所で——1日1エキュを協会に払いながら——芝居を続けていたかもしれない。だがどちらにしても、6月初め——つまり契約にするされた時期——になっても彼らはオテル・ド・ブルゴーニュ座にはあらわれなかった。それどころか、パリの別の場所で演じていることがわかる。驚いた協会は裁判所に訴えるとともに、劇団の収益金も差し押さえられるという手段をとった。それを不満としてイギリス人側も逆に協会を訴える。それが6月3日のことで、翌日の6月4日に判決が下される¹⁵。ところでこの判決は、協会にとっては全く意外なことに、イギリス劇団にむしろ有利なものであった。裁判では俳優たちは先の3月25日の契約の取り消しを求め、また協会側は反対に契約の遵守——さもなくばパリでの上演禁止——を主張していたのだが、判決は

先の契約の解消を認める。「ただし、イギリス人俳優たちに1日につき6エキュ半を協会に支払うことによってオテル・ド・ブルゴーニュ座で演ずることも許可」し、また別の場所で芝居をする場合には「1日につき1エキュを協会への納付金として支払う」という条件で承認したのである。また差し押さえられていた収益金も「4分の1は受難劇協会に、また残る4分の3はイギリス人に」それぞれ渡すよう命じている。

イギリス劇団の申し立てはかなり認められたと言ってよかろう。特に重要な点は、オテル・ド・ブルゴーニュ座を使う場合には協会に「1日につき6エキュ半」支払えばよいとされたことである。3月25日の契約条件と較べると、これは役者たちが要求する線に大幅に近づいた決定だった。同時にこれは受難劇協会の特権がさらに制限されたことも意味している。ただし、差し押さえられた収益の「4分の1」が協会に与えられているところに特権の根強さが認められるが。

またイギリス劇団は、オテル・ド・ブルゴーニュ座以外で演ずることが「1日につき1エキュ」を協会に払えば可能となった。この条件は3月17日にヴァルランに対して下された判決を踏襲するものだが、ひとつ異なるところは「オテル・ド・ブルゴーニュ座を他の劇団が使っている場合には」といったただし書きがつけられていない点である。むしろ役者たちが「1日1エキュ」を払ってよそで演ずる方が「1日6エキュ半」払ってオテル・ド・ブルゴーニュ座を使うよりもよいというのなら裁判所はそれを許可する、といったニュアンスに読みとれるほどである。

正直言ってこの判決文は非常に読みとりにくい。司法関係の文章が読みにくいのは今日の日本でもみられる現象だが、この時代のフランスの書記生や公証人の文章となるといつ終わるともしれぬ長い長い文からなっているのが普通である。個人的な感想を述べれば、この類の文書を読もうとすると、分析的に理解しようとするよりはむしろ文の流れにまかせて感覚的に意味を追っていった方がまだ内容をとらえやすいように思う。判決文や契約書を調べるにはおよそふさわしからぬ読み方ではあるが、私自身の素朴な実感である。

閑話休題。問題の判決文に戻るが、これを読み返しているうちにまたひとつの疑問がわいてきたので述べておきたい。ディエルコーフ＝オルスボエル女史によれば、この判決によってイギリス劇団は「オテル・ド・ブルゴーニュ座以外の場

所で演じたいと思えばそうすることができるという許可が得られた。かくして受難劇協会の所有するパリ唯一の常設劇場は閉ざされたままとなり、協会は一切の収入源を奪われた¹⁰」とのことである。しかし、判決文をもう少し詳しく読むと、裁判所はむしろイギリス劇団が協会に1日6エキュ半を払うことを条件にオテル・ド・ブルゴーニュ座で上演することを《許可し》あるいは《命じ》ていたりする。

文書が語っていない空白の部分を私なりに想像しながら、改めて考えてみたい。イギリス劇団は本当に以前かわした契約を《故意に》破って、他所で勝手に芝居をはじめた——あるいはもしも彼らがパリにとどまっていたとしたなら6月以前に使っていた場所でそのまま芝居を続けた——のだろうか？ 彼らはオテル・ド・ブルゴーニュ座よりも他の場所で演ずることを積極的に望んだのだろうか？ それとも反対に協会側にむしろ問題がある、イギリス劇団がオテル・ド・ブルゴーニュ座を使いにくいような事態が生じ、よそで演ずるほかないようなことになったのだろうか？ イギリス劇団が6月初め——それも1日、2日、3日のうちにオテル・ド・ブルゴーニュ座以外で上演し、契約違反のかどで収益を差し押さえられたことは判決文から察するに間違いない事実である。しかし、同じ判決文をもとに推測すると、受難劇協会側にむしろ非がある、そのためイギリス劇団はオテル・ド・ブルゴーニュ座での上演を断念せざるを得なかつたのかもしれないと考えたくなる点もなきにしもあるあらずである。だからこそこの判決では先の契約が解消され、また劇場使用条件も収益の折半から1日6エキュ半という一定額の使用料を払う形に変更を命じたのではないか？ 判決文はイギリス劇団がオテル・ド・ブルゴーニュ座で上演することをまず《許可する》と述べ、その後あらためて《命ずる》と述べているが、これは役者たちに対しては《許可》し、協会側に対してはそれを《命令》しているということを意味するのだろうか？ それともむしろ、6エキュ半を払うという条件でオテル・ド・ブルゴーニュ座での上演を《許可》し、またもしもオテル・ド・ブルゴーニュ座で演じるのなら6エキュ半支払うことを《命令》するということなのだろうか？ フランス人の友人に判決文を読んでもらったところ、多分後者の意味であろうということだった。「自分の専門外のことであるし前後の事情を詳しく知っているわけでもないので断言はできないが」と彼は付け加えていたが、まず彼の読み方に間違いないと思う¹¹。

だがそれにしても、考えれば考えるほど疑問はとめどもなくわきあがってくる。まさに《もしも》の連続である。

いずれにせよ、私が判決文を読んだ限りでは、この判決のあとイギリス人俳優がオテル・ド・ブルゴーニュ座の舞台に立った可能性は残ることになる。無論それは可能性の問題で、実際にそうなったか否かは断定できない。肯定するにも否定するにも、確証がないためである。ただ、もしもイギリス劇団がオテル・ド・ブルゴーニュ座を使ったとすれば、その際の条件は3月25日の契約で合意された内容ではなく、6月4日の判決に従つたものとなっていたはずである。

この違いは重要である。というのも6月4日の判決を見ると、受難劇協会は《パリ市内およびその近郊における劇上演独占権を有し、なおかつパリ唯一の常設劇場を所有する》特権的団体から《パリ唯一の常設劇場の所有者であるが、パリにおける劇上演に関しても一定の特権を有している》団体へと実質的には変貌した——あるいはそうなるよう強いられた——ことがうかがわれるからである。そして今述べた《一定の特権》とは具体例には例の「1日につき1エキュ」であり、また差し押さえられた収益の「4分の1」であるということだ。そして協会自身もこの判決を契機にますます《劇場主》としての性格を強め、オテル・ド・ブルゴーニュ座の使用条件についても一定期間を一定額の使用料をとって貸すといった《賃貸契約》の形をとるようになってゆく。だがこの問題についてはいずれ稿を改めて考えることにしたい。

ところで Thays たちは何故契約違反を犯してまで他の場所で上演を行ったのだろうか？ 考えられる理由のひとつ——そしておそらくは最大の理由——はこうである。先の契約をそのまま守るとすれば、彼らのかせぎの半分は受難劇協会にとられてしまう。それどころか、協会が確保することになっている5つの桟敷席の入場料を考えると、たとえ協会のための上演日に支払われるはずの3エキュを差し引いても、俳優たちの取り分けは入場料収益の半分にさえ満たなくなってしまうだろう。しかも協会は特権を盾に演目その他についても何かと口を出し、あれこれ指示してくるに違いない。要するに、——いくら苦労して芝居をしても結局はその分だけ甘い汁を協会に吸われるだけで、こんなわりの合わない条件では演じたくない——おそらくそういった不満を役者たちがもつようになったのだろう。契約はしたもの、あとになってよく考えれば自分たちが思っていた以上に

不利な条件を強いられたことに彼らが気づき、契約を守る気がしなくなったのではないか。それに、パリには常設劇場こそオテル・ド・ブルゴーニュ座しかなかったが、少し手を入れればすぐ劇場に使える施設はいくらでもあった。例えば当時あちこちに作られていた 球戯場¹⁸がそれで、使用料や改築費を入れても受難劇協会が押しつける条件に較べればだいぶ安くついたようである¹⁹。

それに役者というものは何よりも自由と独立を愛し、束縛を嫌うのが普通である。こうした気質はこの当時の役者たちも——イギリス劇団もヴァルランやタルミーの劇団も——同じように持っていたに違いない。その意味でも俳優たちは、受難劇協会の奴隸のごとく扱われ、協会員の利益のために一方的に働くされることに我慢できなかつたのだろう。Thays らはパリでもっと自由に、しかも自分たちにもっと有利な条件で演じられる場所を見つけた。だからこそ契約違反を承知の上で、そこで芝居をはじめた——あるいはそこでの上演を継続した——のだろう。

だがはたしてそれだけだろうか？ Thays らが『心変わり』したことは確かだろうが、それだけが契約違反の原因だとは考えにくい。というのも、6月4日の判決がイギリス劇団に大幅に肩をもった内容であることの説明がつかないからである。たとえよそにもっと有利な条件で演じられるところが見つかったとしても、それだけの理由で契約を反故にしたというのなら、判決も俳優に対してもっと厳しいものになっていたに違いない。それは3月17日にヴァルランに対して下された判決を思い出せば、当然考えられることである。それでは一体他に何があったのだろうか？

またもや確証を欠く想像であるが、もしも私が先に示唆したようにヴァルランが5月末までオテル・ド・ブルゴーニュ座で演じていたとしたら、それが Thays の『心変わり』の原因になったのではないか？ 想像の上にまた想像を重ねることになるので、それを御承知の上でお読みいただきたいのだが、私が考えていることはこうである。

3月17日の判決の後、ヴァルランは受難劇協会の要求を一度はのんでオテル・ド・ブルゴーニュ座で演じはじめた。しかし、彼は条件の改善をあきらめず、その後も協会とねばり強く交渉を続けた。そしてついに、6月4日の例の判決にみられるような条件をかちとるのに成功した。一方、イギリス劇団も旅から帰って

来て——あるいはパリに残ってどこか別のところで演じているあいだに——そのことを知り、3月25日の契約の解消を協会に迫る。しかし協会は Thays の要求を拒否した。怒ったイギリス人は先の契約を無視し、よそで芝居をはじめる——あるいはよそでしていた芝居をそのまま続ける。それを見た協会は6月の1日か2日か3日にイギリス劇団を告発し、あわせて入場収益の差し押さえという強硬手段に訴える。ところがこれを不服としてイギリス劇団も6月3日に協会を訴え、かくして6月4日の判決が下されたという次第である。

改めて言うが、これはあくまで私の想像にすぎず、裏付けとなるような証拠はない。ただ、デイエルコーフ＝オルスボエル女史が指摘している点——また指摘していない点——にいさか疑問をおぼえ、同じ資料をもとにして全く異った結論を導き出すことが可能であると述べてみたかったにすぎない。とはいえ、同じ資料と言ってもそれはあくまで女史の研究を通じて参照し得たものであるから、私の提出した異論もあくまで女史に負うところである。それはここではっきりお断りし、かつ先人の業績に感謝しておかねばなるまい。

イギリス劇団がその後パリのどこで、またいつまで演じていたか——あるいは演じなかつたか——を知る手掛りは全くない。しかし、彼らの足跡を伝えるわずか数片の資料が当時のパリの演劇状況を知る上で貴重な情報を提供してくれるだけでなく、政治的にも社会的にも経済的にも文化的にも影響といえるようなものは何ひとつ残さなかつたはずの彼らのパリ来訪が、この地における演劇活動の地殻変動を告げる予兆となろうとは、当の彼ら自身思ってもみなかつことだろう。

受難劇協会の特権には今や大きな亀裂が生じている。Jean Thays 率いるイギリス人俳優の出現は、それ自体では何ひとつ実りをもたらさなかつたものの、新しい時代、新しい演劇へと向かう潮流の存在を示すささやかな浮標の役をつとめているかのようである。それでは新しい演劇の水先案内人たるヴァルラン・ル・コントの消息はどうであろうか？

(続く)

註

本研究のこれまでの掲載誌および構成は次のとおりである。

「ヴァルラン・ル・コントあるいは新しい演劇のために——17世紀フランス演劇史序説——(その1)」(17世紀仏演劇研究会「エイコス」第2号, 1980年, pp. 1-23.)

序

第1章 1592年 ボルドー

第2章 1593年 フランクフルト ストラスブル

第3章 16世紀後半におけるフランスの演劇状況について

「同(その2)」(長崎外国語短期大学「論叢」第28号, 1985年, pp. 1-14.)

第4章 パリをめざして——受難劇協会とオテル・ド・ブルゴーニュ座

「同(その3)」(長崎外国語短期大学「論叢」第29号, pp. 1-17.)

第5章 1598年—1600年 パリ——定着をめざして

1. タルミーとの提携

(1) *Inventaire des pièces relatives à l'Hôtel de Bourgogne*, reproduit par S. W. Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, Tome I, Paris, Nizet, 1968, Appendice N° 4, p. 175.

(2) 「1日につき1エキュ」という条件が実際に高いか安いかについて考える上で、ひとつの資料がある。1600年5月17日にヴァルランが rue du Coq に面した家の「中庭」を借りて芝居をする契約をした文書がある。中庭といつても契約書には grande court (sic) と記されているくらいだから、かなり広かったのだろうか? それとも単なる『言葉の綾』だろうか? それはともかく、この中庭の所有者はヴァルランの一座のために「自らの費用で当該中庭に適当な大きさ、幅、高さの舞台をしつらえ」、またそのために必要な木材や労働者も貸手側が負担するとされている。そして借り手であるヴァルランは、そうやって作られた仮設舞台を15日間30エキュで借りるとされている。つまり1日あたりにすれば2エキュとなり、また契約期間を延長する際も「毎日演じるごとに2エキュ」とされている。

問題の「中庭」grande court の大きさや仮設舞台の実際の仕上がり具合などについては具体的な事情がわからぬため、常設劇場であるオテル・ド・ブルゴーニュ座を使った場合の条件と単純に比較することはできない。ただ役者たちにとっては1日2エキュで完全な自由が得られるのはやはり魅力だったに違いない。

Cf. Deierkauf-Holsboer, *Vie d'Alexandre Hardy, poète du roi 1572-1632*, Nouv. éd. revue et augmentée, Paris, Nizet, 1972. Appendix N° 16, pp. 184-186.

ところでこの「1日につき1エキュ」という金額の貨幣価値をもう少し具体的に説明しておきたい。「エキュ」écu 貨は13世紀のルイ9世(聖ルイ)統治下で造られたのがはじめであり、今問題となっている16世紀末では1エキュ=3リーヴル(フラン)というのが通常の貨幣価値であった。また当時の貨幣単位は

1 livre (= 1 franc) = 20 sols (sous)

1 sol (sou) = 12 deniers

であった。以上の貨幣単位を念頭に置いた上で、たとえば次の例を参考に、当時の貨幣価値について考えていただきたい。

「1561年、グヴェルヴィユの領主は、労務者を年間8リーヴル、山羊の番人を60リーヴル、靴一足を仕事に満足したときの特別手当として出すことで雇った。1609年3月23日、オリヴィエ・ド・セールは、粉引き屋を、月額3リーヴル10スーで契約したが、この年、サン・ミシェルで牧人を年間15リーヴル、布20枚、シャツ、帽子、靴付きで契約している。」(G. ルフラン『労働と労働者の歴史』小野崎晶裕訳、芸立出版、1981年、104頁。——なお、同訳書のなかの漢数字表記はアラビア数字に変えて引用した。)

なお、当時の入場料については、前回「その3」の註18にあげたリストおよび参考文献を参照されたい。また当時の物貨、賃金については最後に参考資料としていくつかの例をあげてある。

(3) この間の経緯については主に Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, I, pp. 40-45, 173-177 に従うものとする。

なお、この他にも次の文献を参考にした。

— Deierkauf-Holsboer, *Vie d'Alexandre Hardy*, p. 48.

— Eudore Soulié, *Recherches sur Molière et sur sa famille*, Paris, Hachette, 1863. p. 153.

— Eugène Rigal, *Le théâtre français avant la période classique*, Paris, 1901. (Réimpr. Génève, Slatkine Reprints, 1969.) p. 46.

— Raymond Lèbegue, *Etudes sur le théâtre français*, T. II, Paris, Nizet, 1978, p. 98.

また Jean Thays については、古い文献では Jehan Sehais と表記されていた人物である。Deierkauf-Holsboer も *Vie d'Alexandre Hardy* では Jehan Sehais の表記を用いている。

Jean Thays(もしくは Jehan Sehais)が何者だったかという疑問については、A. Herbert が John Thayer という説を述べていることを指摘しておく。

- Cf. A. Herbert, «Qui était Jehan Sehais?», in *XVIIe siècle*, N° 68 (1965), pp. 57-60.
- (4) Lebègue, *op. cit.*, II, p. 98.
- (5) *Bail par la Confrérie de la Passion à Jean Thays et ses compagnons, comédiens anglais*, reproduit par Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, I, pp. 173-174.
- (6) モーコンセイユ通り rue Mauconseil はオテル・ド・ブルゴーニュ座のある通りである。
- (7) Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, I, p. 44.
- (8) *Ibid.*, I, p. 45.
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) タルミーがパリを早々に去ったことは確かなようである。彼とその一座はパリを離れてロレーヌ地方に向かったらしい。この点については Raymond Lebègue, «Le répertoire d'une troupe française à la fin du XVI^e siècle», R. H. T., 1948., I-II, pp. 9-24. (特に p. 17) を参照。
- (12) ひとつの証拠としてこの翌年にあたる1599年にある外国人旅行者が次のような証言を残していることを指摘しておきたい。
- «A l'hôtel de Bourgogne, il y a un comédien nommé Valleran, engagé par le roi. Il joue tous les jours, après le repas, une comédie en vers français et débite ensuite une farce sur ce qui peut être arrivé de drôle à Paris soit en fait d'amourettes ou d'autres anecdotes du même genre. Il fait si bien ce récit en vers sans rimes, ou en prose, et en l'émaillant de plaisanteries tellement bouffones, qu'on ne peut presque pas se retenir de rire, surtout si l'on connaît l'histoire ou les personnes qui y jouent un rôle.»
- この証言は Thomas Platter le jeune の *Description de Paris (Mémoires de la Société de l'Histoire de Paris et de l'Ile de France, t. XXIII (1896))* に仮訳が発表されているから引用したものである。Platter はまだ他にも貴重な情報を提供してくれているが、詳細は他の機会にゆずることにしたい。
- (13) *Un accord conclu entre les maîtres de la Confrérie de la Passion et les comédiens français*, reproduit par Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, I, pp. 177-178.
- なお、この点については、Deierkauf-Holsboer, *Histoire de la mise en scène dans le théâtre français à Paris de 1600 à 1673*, Paris, Nizet, 1960, pp. 115-117 (特に p. 117) も参照のこと。
- (14) Cf. Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, I, pp. 42-44. また拙稿「その2」も参照されたい。
- (15) *Jugement de la Prévôté de Paris*, reproduit par Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, I, p. 176-177.
- (16) Deierkauf-Holsboer, *Le Théâtre de l'Hôtel de Bourgogne*, I, p. 45.
- (17) この点については Jean-Christian Bouvier 氏から貴重な助言をいただいた。
- (18) *Jeu de paume*—古くは手のひら、後にはラケットなどを使ってボールをネット越しに打ち合う球技、テニスの前身。またこの球技を行う場所のこと。ジュー・ド・ポームは室内で行われたが、長方形のコートを収めるその建物は、簡単な手直しですぐ芝居小屋となった。
- (19) 註(2)で紹介した例にあるように、建物の中庭を使えば勿論さらに安上がりとなる。

参考資料 1600年前後の物価と賃金

Georges d'Avenel, *Histoire économique de la propriété, des salaires, des denrées et de tous les prix en général, depuis l'an 1200 jusqu'en l'an 1800*, Paris, Impr. nationale, 1894-1898, 4 vol. による。

1. 小麦——1ヘクトリットル (=100リットル)あたり平均価格

| 年 代 | 全 国 平 均 | イール・ド・フランス地方平均 |
|-----------|-----------|----------------|
| 1501—1521 | 4 fr 00 c | 3 fr 80 c |
| 1526—1550 | 7 00 | 4 79 |
| 1551—1575 | 12 00 | 11 09 |
| 1576—1600 | 20 00 | 19 31 |
| 1601—1625 | 14 25 | 12 05 |
| 1626—1650 | 19 00 | 16 65 |
| 1651—1675 | 16 00 | 13 05 |
| 1676—1700 | 13 50 | 14 48 |

— Cf. Tome II, pp. 895-897.

なお、貨幣単位はフラン (略号 fr) とサンチーム (同 c) が使われている。当時の単位リーヴル、ソル、ドゥニエに換算する場合は註(2)を御参照いただきたい。以下同様。

2. 小麦——1ヘクトリットルあたりの年次平均価格

| 年 | 平均価格 | 年 | 平均価格 |
|------|------------|------|------------|
| 1590 | 24 fr 27 c | 1598 | 22 fr 85 c |
| 1591 | 35 00 | 1599 | 12 23 |
| 1592 | 34 00 | 1600 | 8 35 |
| 1593 | 26 22 | 1601 | 10 89 |
| 1594 | 17 78 | 1602 | 12 18 |
| 1595 | 46 71 | 1603 | 14 89 |
| 1596 | 43 89 | 1604 | 13 97 |
| 1597 | 27 19 | 1605 | 15 94 |

— Cf. Tome II, pp. 900-901.

3. パン——1キログラムあたりの平均価格試算表

| 年 代 | 全国平均価格 | イール・ド・フランス、アルトワ、 ピカルディー地方の平均価格 |
|-----------|--------------|-----------------------------------|
| 1551—1575 | fr c 0.16 | fr c 0.16 |
| 1576—1600 | 0.31 | 0.18 |
| 1601—1625 | 0.27 | 0.13 |

— Cf. Tome II, pp. 912-913.

4. 平均賃金

| 年 代 | 日雇・農業労働者(日給) | | 石 工 | 大 工 | 召使・家庭内奉公人 | 女 中 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|----------|
| | 食事つき | 食事なし | (日給) | (日給) | 男性(年給) | (年給) |
| 1551—1575 | fr c 0.33 | fr c 0.75 | fr c 0.96 | fr c 1.01 | fr 40 | fr 20 |
| 1576—1600 | 0.36 | 0.78 | 1.20 | 1.19 | 50 | 29 |
| 1601—1625 | 0.32 | 0.76 | 1.00 | 1.06 | 63 | 42 |

— Cf. Tome IV, pp. 574-575.